

# フィルタリング提供義務について

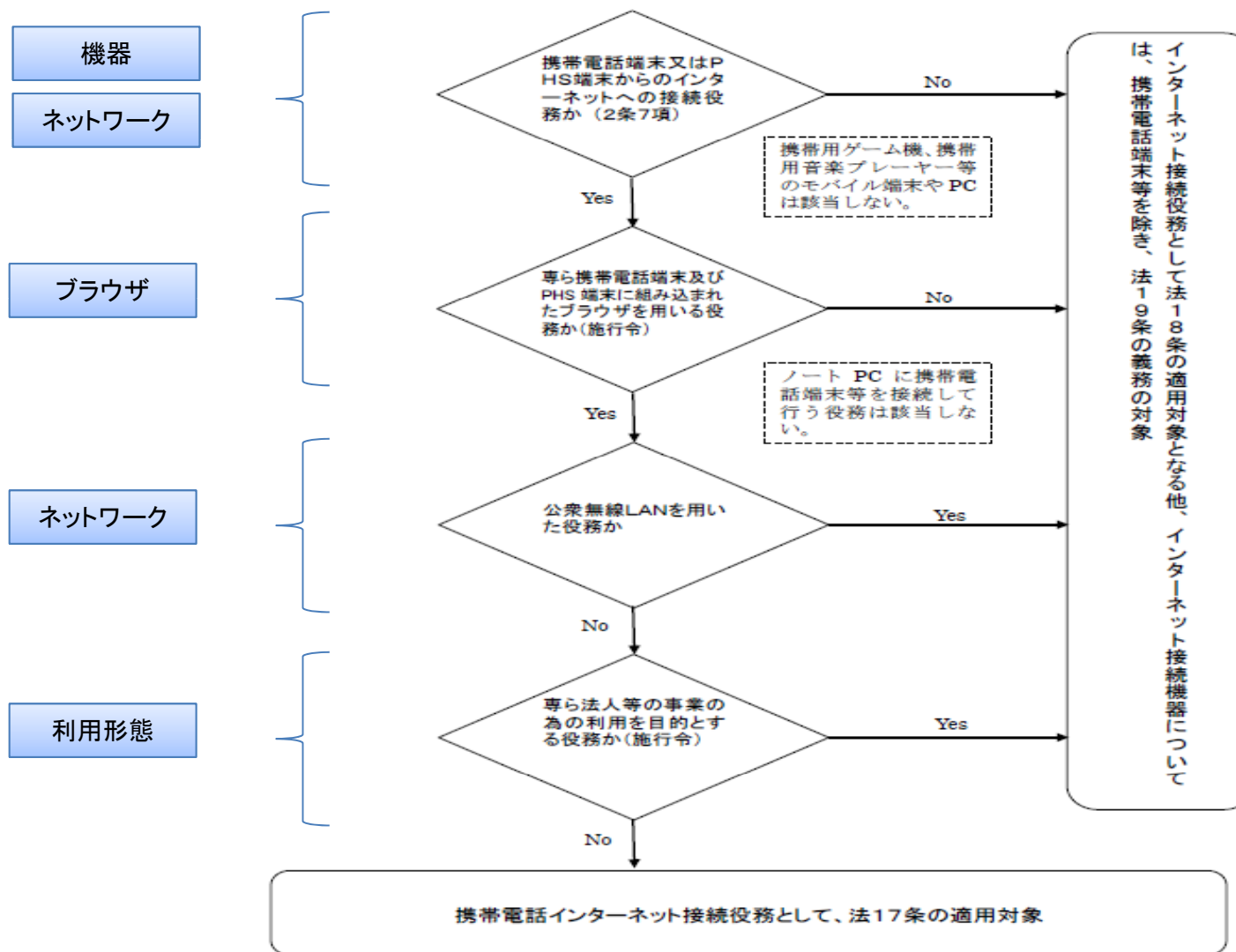
平成22年11月8日(月)

事務局

# 青少年インターネット環境整備法におけるフィルタリングサービス提供義務

対象	義務	
携帯電話インターネット接続役務提供事業者	原則提供	携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。(法17条)
インターネット接続役務提供事業者	求められたときに提供	インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。(法18条) ※「提供」とは、インターネット接続役務提供事業者が青少年有害情報フィルタリングサービスや青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを自ら提供・販売することに限られず、これらを提供・販売するサイトなどを紹介することも含む概念である。(条文解説)
インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者	利用を容易にする措置を講じた上で販売	インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。(法19条) ※ フィルタリングソフトウェアをインストールすることが容易な端末の製造事業者がとるべき方法としては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをインストールすることが例示されている。また、フィルタリングソフトウェアを組み込むことが難しい端末についても、プロキシサーバー設定機能を用いることによりフィルタリングサービスを受けたり、限られたサイト以外へのアクセスの際には保護者のパスワード入力を要求したりすることなどの措置を講ずることができることから、プロキシ設定に係るショートカットを活用しやすい場所に設置しておくなどの当該機能の活用を促す措置を講ずることにより、「その他の方法により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置」を講じる義務を履行したものと解される。なお、販売時に、部品やソフトウェアの組合せを消費者の選択に応じてカスタマイズして販売する方式をとる場合等において、契約書に確認欄を設けるなど明示的に消費者にフィルタリングの利用の意思を確認し、利用を希望する場合には青少年有害情報フィルタリングサービスを提供し、希望しない場合には提供しないといった選択肢を用意する場合も、「その他の方法により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置」を講じる義務を履行したものと解される。(条文解説)

# フィルタリング提供義務規定の適用にあたっての判断基準



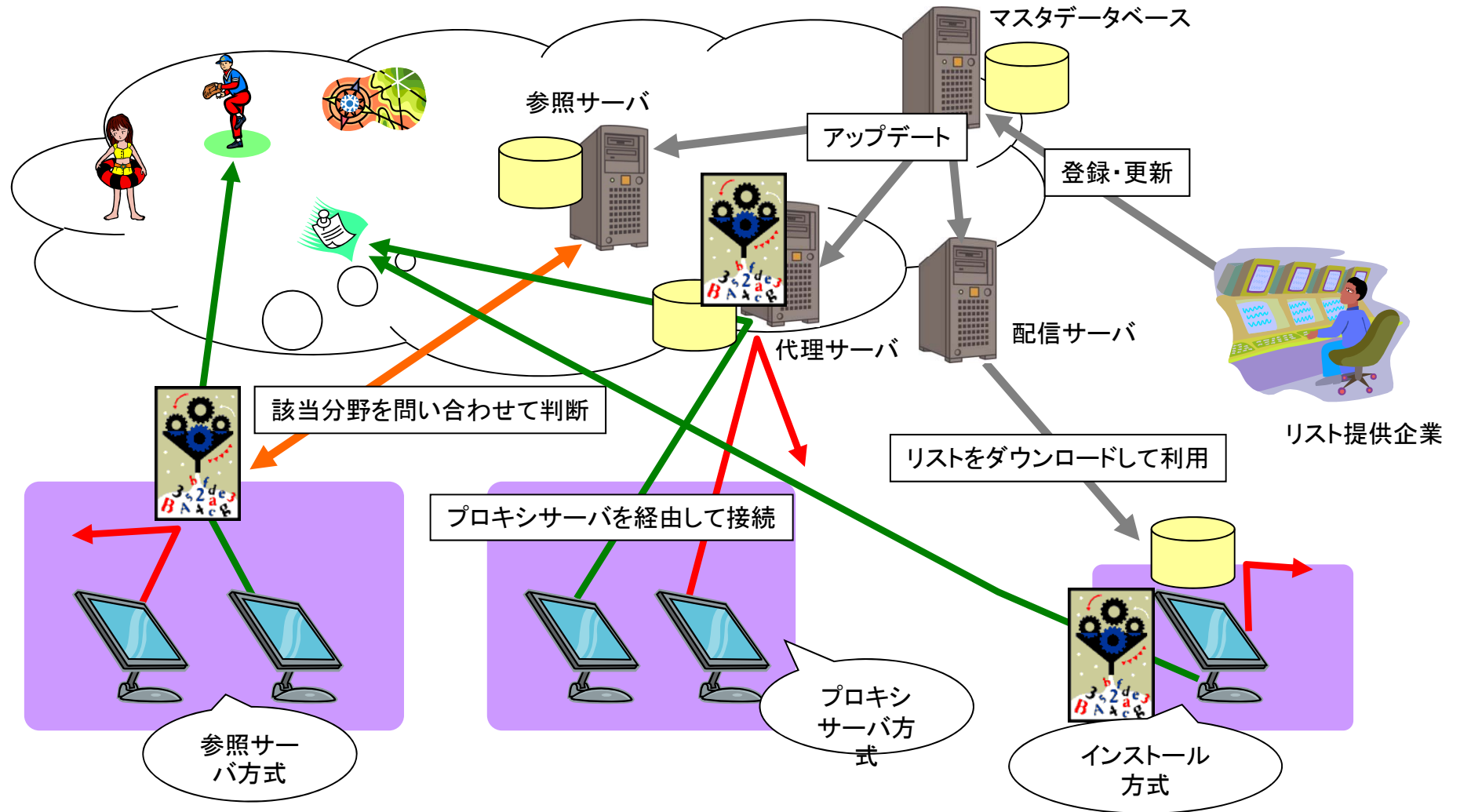
(出所:「保護者のためのフィルタリング研究会」総務省提出資料)

## フィルタリングの方式

	端末側に負荷 ←—————→ ネットワーク側に負荷			
方式	インストール方式	参照サーバ方式	プロキシ方式	パケットフィルタリング方式
説明	フィルタリング対象となるPC内に、通信を監視するソフトウェアを導入し、通信宛先となるURL情報を、同ソフトウェア内に保持したフィルタリング該当サイトリストと突合することでサイトへの通信を遮断する方式	フィルタリング対象となる機器内に、通信を監視するソフトウェアを導入し、通信宛先となるURL情報を、インターネット上の指定されたサーバ内に保持されたフィルタリング該当サイトリストと突合することで、サイトへの通信を遮断する方式	全ての通信をHTTPプロキシ経由で行わせることで、該当のHTTPプロキシにて通信の宛先となるURL情報をフィルタリング該当サイトリストと突合することでサイトへの通信を遮断する方式	通信パケットに含まれる宛先IPアドレスもしくはHTTPコンテンツ部に含まれるURL情報に基づいて通信を遮断する方式
代表的な機器/サービス	大部分のPC向け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部のPC向け (ISPによるサービス)</li> <li>・一部のスマートフォン向け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部のPC向け (ISPによるサービス)</li> <li>・大部分の携帯電話インターネット向け</li> <li>・大部分のスマートフォン向け</li> </ul>	ごく一部のPC向け (ISPによるサービス)
利用者による端末機器の設定	ソフトのインストールが必要	ソフトのインストールが必要	原則不要	原則不要
端末機器への負荷	高	中	低	低
ISP等のサービス提供者への負荷	なし	中	高	非常に高

※上記は一般的な評価であり、全ての事例にあてはまるものではない。

# 参考:フィルタリングの方式



出所:保護者のためのフィルタリング研究会